

公立大学法人名古屋市立大学契約審査会設置要綱

平成19年12月10日

19 経 営 第 6 0 号

(設置)

第1条 公立大学法人名古屋市立大学契約規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第78号以下「規程」という。）第50条の3第2項の規定に基づき、入札及び随意契約（以下「入札等」という。）手続における公正性の確保と客観性及び透明性の向上を図るため、また本学における契約事務の統一的処理を確保するため、公立大学法人名古屋市立大学契約審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 前項の審査会は、その所掌事務に応じ、第1審査会、第2審査会とする。

(組織及び所掌事務)

第2条 第1条第2項に規定する審査会の組織及び所掌事務は、別表のとおりとする。ただし、第2審査会の委員長はその所掌事務について、契約の特殊性、重要性等を勘案して必要と認めるときは、第1審査会に付議することができる。

2 審査会の委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 前項の規定にかかわらず、委員長は、必要に応じて審査会の臨時の委員を指名することができる。

4 委員長に事故があるとき、その他職務を遂行できないときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員長は、必要の都度審査会を招集し、審査会の会議の議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(付議の原則)

第4条 理事長は、入札等に関し公立大学法人名古屋市立大学契約事務手続要綱(18経営第45号)(以下「要綱」という。)第67条第1項から第3項に定められた事項（以下「審議事項」という。）について決定をしようとする場合は、審査会に付議し、その審議結果を尊重しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特に緊急やむを得ない事由による場合若しくは1件の発注予定金額

が規程別表左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める金額を超えない場合、又は次に掲げる事項については、審査会に付議しないことができる。

- (1) 要綱第67条第1項第2号に掲げる事項のうち、入札後資格確認型一般競争入札に係るもので、所管課において落札候補者に資格があると認めるもの
 - (2) 要綱第67条第1項第5号に掲げる事項のうち、規程第20条第1項第6号に規定する随意契約によるもので、最後の入札において最も安価な価格で入札した者を契約の相手方とするもの
 - (3) 要綱第67条第3項第3号に掲げる事項のうち、所管課において提案者に資格があると認めるもの（特定調達契約を除く）
 - (4) 要綱第67条第3項第7号に掲げる事項
 - (5) 共同研究又は受託研究を行う契約に関する事項（当該契約に付随する物品の購入や業務委託等の契約を除く）
 - (6) 第1審査会において、審査会に付する必要がないと決定された事項
- 3 第1項の規定にかかわらず、一般競争入札（入札後資格確認型を含む）において発注予定金が1,000万円未満の場合は、別に定める様式を入札執行決裁に添付することで契約審査会に代えることができる。ただし、疑義が生じた際は、契約審査会に意見を求めることができる。
- 4 第2項に規定する特に緊急やむを得ない事由により審査会に付議することなく審議事項を決定した場合は、理事長は、速やかに審査会に報告しなければならない。
- 5 前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には原則として審査会の開催に代え、持ち回りにより行うものとする。
- (1) 要綱第67条第1項第2号に掲げる事項のうち、一般競争入札（入札後資格確認型を除く）に係るもので所管課において全ての申請者に資格があると認めるもの
 - (2) 要綱第67条第3項第3号に掲げる事項のうち、特定調達契約について所管課において全ての提案者に資格があると認めるもの
 - (3) 前項の報告によるもの
- 6 病院における医薬品、医療ガス及び医療消耗器材の買入れ等で、一時的に又は年度を通じて多数の契約をする必要があるものにあつては、あらかじめ一括審議することができる。

（審議結果の記録）

第5条 審査会の審議結果として、次の事項を記録しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者（職名）
- (3) 一般競争入札における競争入札参加資格確認申請業者名及びその資格の有無並びに資格がないと認めた場合のその理由
- (4) 指名競争入札における指名業者名及び指名理由
- (5) 随意契約によることの可否、選定業者名及び選定理由

(6) その他委員長が必要と認める事項

(庶務)

第6条 審査会の庶務は財務課において処理する。

附 則

この要綱は、平成19年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項第6号の改正規定は同年2月19日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

組 織				所 掌 事 務
名 称	案件	委員長	委 員	
第 1 審査会	大学に関する案件	事務局長	総務部長 経営企画部長 財務課長 総務課長 財務課出納財産係長	発注予定金額が3,600万円以上の契約に関する事項。 指名停止に関する事項。 再苦情の申立てへの対応に関する事項。 契約事務の改善及び連絡調整に関する事項。 その他委員長が必要と認める事項。
	病院に関する案件	病院企画局長	病院統括部長 財務課長 統括企画室長 財務課出納財産係長	
第 2 審査会	大学に関する案件	財務課長	総務課長 財務課出納財産係長	第 1 審査会の所掌事務以外の事項。
	病院に関する案件	財務課長	総務課長 統括企画室長 財務課出納財産係長	

(注 1) 第 1 審査会において、総務課の議案については総務課長、財務課の議案については財務課長を委員から除外するものとする。

(注 2) 第 2 審査会における総務課の議案については、総務課長に代えて、企画課長を委員とする。

(注 3) 第 2 審査会における財務課の議案については、財務課長に代えて、総務課長が委員長の職務を代理するものとし、総務課長に代えて、企画課長を委員とする。